

# 既存公共的施設の バリアフリー化に対する取組み ～施設整備努力事例集～

平成19年3月



三重県

## はじめに

現在、三重県の高齢化は、全国平均より早く進んでおり、およそ2010年には県民の4人に1人が65歳以上という、本格的な高齢社会を迎えようとしています。

このように、急速な高齢化の進行により、介護が必要になったり、行動上の制約があったりする人の役割も増加することが予想されます。

こうしたなかで、ノーマライゼーションの理念の浸透に伴い、障害者も高齢者も、だれもが安心して快適に暮らすことのできる環境づくりに向けた取組が求められております。

三重県では、平成6年に「三重県だれもが住みよい福祉のまちづくり推進要綱」を定め、公共的施設の整備促進を図ってきましたが、さらにこの取組を推進するため、平成11年3月に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を制定しました。その理念は「だれもが社会参加できるバリアのないまちづくり」でこれは基本的にユニバーサルデザインの考え方です。ユニバーサルデザイン(UD)とはユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように「すべての人のためデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

しかしながら、既存公共的施設については、新築・改築等に多大な事業費を要し、なかなか施設整備が進まない状況にあります。このような状況を踏まえ、暫定的ですが事業規模を抑えた中で、障害者、高齢者等の日常生活や社会生活において行動上の制約のある人を含めたすべての人々が利用する公共的施設を、できる限り安全かつ快適に利用できるようにするために努力した事例を収集した冊子を作成しました。なお、当該事例は三重県の公共的施設の整備基準に適合しない施設も含まれます。

「ユニバーサルデザインのまちづくり」にあたっては、県民一人ひとりがノーマライゼーションの理念を理解し、やさしさ、いたわりの心を持ち、協力、参加していくことが不可欠です。施設の整備に関わる事業者、設計者、施工者等の皆さんがこの冊子を活用していただき、さらに工夫されて、だれもが利用しやすい公共的施設の整備が行われることを期待するものです。

平成19年 3月

三重県健康福祉部地域福祉室

## 目 次

### 既存公共的施設のバリアフリー化に対する取組み ～施設整備努力事例集～

1. 建築物	1
1) 出入口	1
2) 廊下その他これに類するもの	3
3) 階段	7
4) 昇降機	10
5) 便所	12
6) 敷地内の通路	21
7) 駐車場	29
8) 授乳場所等	33
9) 避難設備	34
10) 案内標示	34
2. 公共交通機関の施設	40
1) 移動円滑化経路	40
2) 通路、傾斜路	44
3) 階段	45
4) 案内設備	45
5) 便所	46
6) 券売機	46
7) 休憩施設	48
8) 改札口	48
9) 乗降場	50